



令和6年度 特定技能外国人材受入支援補助金のご案内

網走市内で「特定技能外国人材」を新規に雇用した事業者に対して、補助金を交付いたします。

【補助対象事業者】

「市内に事業所を有する事業者」であり、次の要件に該当する者。

- ①市税の滞納がない。
- ②暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者でない。

【補助対象の外国人材】

「網走市に住民登録がある外国人材」であり、次の要件に該当する者。

- ①在留資格が特定技能 1号又は2号である者。
 - ②令和6年1月1日以降に市内の事業所等で新規に雇用した者。
 - ③雇用された日から90日以上が経過し、かつ補助金の交付後も雇用する予定であること。(※)
 - ④市内の事業所で従事していること
- ※在留資格が技能実習から移行となった場合は、資格移行後90日以上が経過していること

【補助金額】

雇用した外国人材1名につき3万円

【申請書類】

- ①特定技能外国人材受入支援補助金交付申請書兼請求書(※)
 - ②在留カード（写し） ③社会保険被保険者証（写し） ④住民票（写し）
- ※申請書類は網走市公式サイトからダウンロードできます。

【申請・お問合せ先】

〒093-8555 網走市南6条東4丁目 網走市役所

農林水産部 水産漁港課 漁政係

電話：0152-44-6111（内線294,296） E-mail :zusr-ns-suisan-gyosei@city.abashiri.hokkaido.jp

HP : <https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>

網走市 特定技能外国人 補助金

